

第 24 号議案

平成 27 年度蒲郡市下水道事業特別会計予算

平成 27 年度蒲郡市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 5 2 2, 7 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 27 年 2 月 25 日提出

蒲郡市長 稲 葉 正 吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 分担金及び負担金		46,095
	1 分担金	10
	2 負担金	46,085
2 使用料及び手数料		825,064
	1 使用料	825,000
	2 手数料	64
3 国庫支出金		287,090
	1 国庫補助金	287,090
4 繰入金		600,000
	1 繰入金	600,000
5 繰越金		12,361
	1 繰越金	12,361
6 諸収入		490
	1 預金利子	1
	2 雑入	489
7 市債		751,600
	1 市債	751,600
歳入合計		2,522,700

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 下水道事業費		1, 7 3 4, 9 4 8
	1 総務管理費	8 0 9, 8 7 9
	2 下水道建設費	9 2 5, 0 6 9
2 公債費		7 8 2, 7 5 2
	1 公債費	7 8 2, 7 5 2
3 予備費		5, 0 0 0
	1 予備費	5, 0 0 0
歳 出 合 計		2, 5 2 2, 7 0 0

第2表 地 方 債

単位：千円

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	751,600	証書借入	3.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。